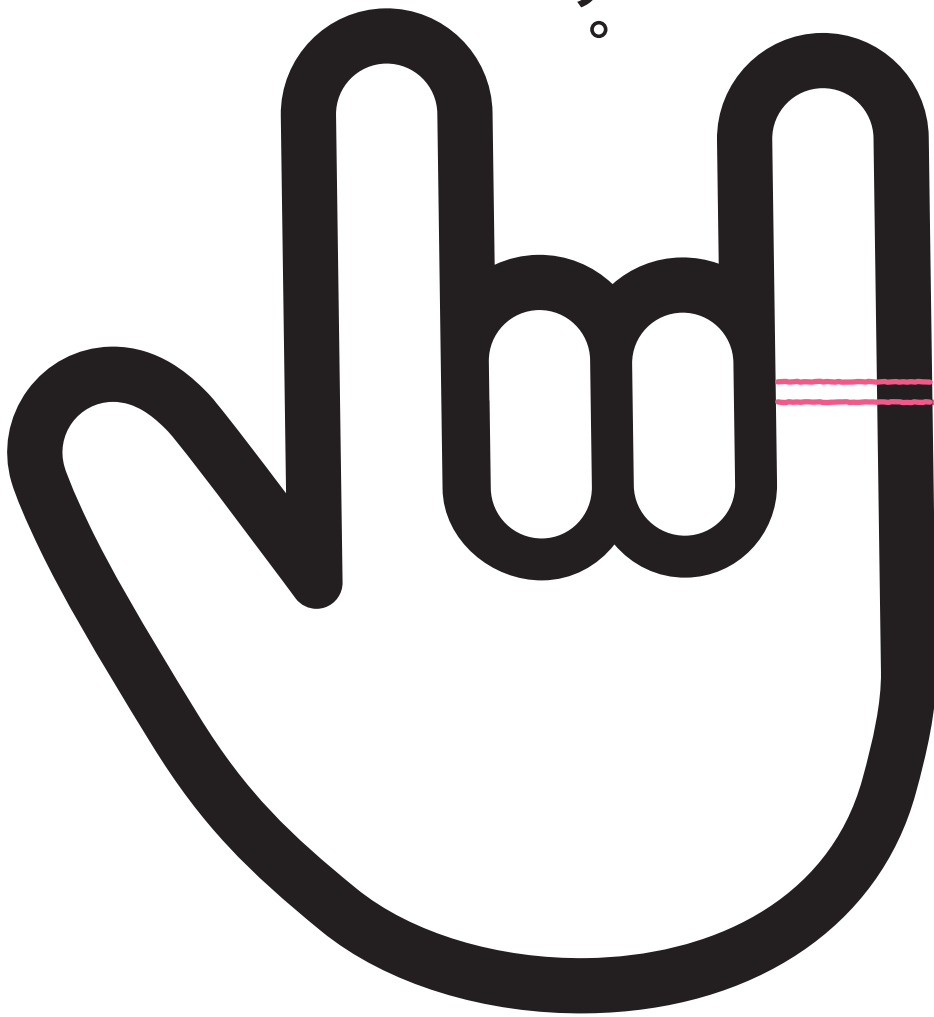


～「手話も言語」を新しい「普通」に～

手と、
❤️
で伝えあう。



令和4年4月1日「塩尻市手話言語条例」が施行されました。

手話言語条例は、「手話は言語」であることをみんなが理解した上で、地域が一体となって手話を使いやすい環境をつくり、耳が聞こえない・聞こえにくい人も、そうでない人も、お互いの人格と個性を尊重し合える社会の実現をめざす条例です。

塩尻市 福祉課